

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 生活支援員募集案内

1. 職務内容

- ① 生活支援員：「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」にかかわる福祉サービス利用援助及び日常的金銭管理サービスの提供及び利用者の状況把握等についての補助業務
- ② 後見業務支援員：成年後見事業（法人後見）にかかわる補助業務

2. 応募資格

川崎市内に在住の方。

高齢者や障害者に対する総合的な相談、保健・福祉サービスの提供に係る実務経験を有する方又は高齢者や障害者に関連するボランティア活動の経験を有する方。

※現役の民生委員・ケアマネジャー・ホームヘルパー等の方はご遠慮ください。

3. 勤務日及び勤務時間

月曜日～金曜日の8時30分～17時の間で活動可能な時間 ※週3日以上活動できる方
(1人の利用者についての活動時間は1回あたりおよそ2～3時間程度)

4. 勤務場所（下記のいずれかになります）

- ① 川崎区あんしんセンター（川崎区社会福祉協議会）
 - ② 幸区あんしんセンター（幸区社会福祉協議会）
 - ③ 中原区あんしんセンター（中原区社会福祉協議会）
 - ④ 高津区あんしんセンター（高津区社会福祉協議会）
 - ⑤ 宮前区あんしんセンター（宮前区社会福祉協議会）
 - ⑥ 多摩区あんしんセンター（多摩区社会福祉協議会）
 - ⑦ 麻生区あんしんセンター（麻生区社会福祉協議会）
 - ⑧ 川崎市あんしんセンター（川崎市社会福祉協議会） — 成年後見事業にかかわる後見業務支援員
- 日常生活自立支援事業にかかわる生活支援員

5. 募集人員

若干名

6. 採用予定日

平成22年7月1日 ※採用が決定した場合、7月1日に任用手続き及び研修をおこないます。（終日）

7. 待遇等

- ・時給 1,200円（1ケースあたり最低1,800円は保障） ※交通費は別途支給
- ・雇用契約 平成23年3月31日まで（以後4月1日から3月31日の1年ごとに更新あり）
※雇用期間中に70歳に達した場合は更新できません。

8. 応募手続き

- ① 申込方法 所定の「申込書」を、下記申込み先へ持参又は郵送してください。
- ② 受付期間 平成22年5月7日（金）～5月28日（金） ※最終日消印有効

9. 選考方法等

面接による選考を実施します。面接日は6月11日（金）を予定しています。

*応募者多数の場合は6月14日（月）となる場合もあります。

10. 申込み及び問い合わせ先 ☎044-739-8727

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 川崎市あんしんセンター運営課

〒211-0053 川崎市中原区上小田中6-22-5 川崎市総合福祉センター6階（エポックなかはら）

趣味・特技等				志望動機			

《活動の希望について》

① 支援員としての活動が可能な時間帯…午前・午後の単位で○×を記入してください。

	月	火	水	木	金
午前 8:30~12:00					
午後 13:00~17:00					

② 希望する活動地域…希望する地域の番号に○をつけてください。(複数回答可)

- 1 川崎区 (川崎区砂子)
- 2 幸区 (幸区戸手本町)
- 3 中原区 (中原区今井上町)
- 4 高津区 (高津区溝口)
- 5 宮前区 (宮前区宮崎)
- 6 多摩区 (多摩区登戸)
- 7 麻生区 (麻生区万福寺)
- 8 市あんしんセンターでの後見業務支援員 (中原区上小田中)

※ () 内は活動拠点となるあんしんセンターのある
社会福祉協議会の所在地です。

※ 1~7は各区あんしんセンターでの日常生活自立支援
事業に関わる生活支援員業務です。

この申込書の記載事実に相違ありません。

平成 年 月 日 氏名 _____ (印)

<記入上の注意>

- ・ 枠内(※印を除く)のすべての欄または事項に、自筆により記入または○印等をしてください。
- ・ 黒インクまたは黒ボールペンを使って楷書で、数字は算用数字で記入してください。
- ・ 年齢は、平成22年7月1日現在で記入してください。
- ・ 現住所の連絡先で連絡が取れないことがある場合、緊急連絡先として確実な電話番号を記入してください。

※提出していただいた選考申込書は、返却できません。

なお、個人情報につきましてはこの選考にのみ使用し、目的以外の使用はいたしません。